

令和7年度前期学校施設開放登録手続きについて

三条市における社会体育の普及振興のために、小中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で開放します。
なお、利用はスポーツ及びレクリエーションを行う登録団体に限り許可します。

☆登録内容

利 用 資 格	市内に在住・在勤・在学する者で、10人以上の人員をもって構成し、責任者としての成人者を含む団体。
利 用 期 間	令和7年4月1日（火）～令和7年9月30日（火）
開 放 施 設	三条市内小・中学校等の体育館及び柔剣道場等
開 放 時 間	月曜日～金曜日 18:00～21:30 土曜日・日曜日 8:30～21:30 *各施設（学校）によっては、上記時間と異なる場合があります。 また、学校行事などが優先となり、利用を中止する場合があります。 詳しくは、『スポーツ開放使用可能時間』『利用許可証の裏面』『三条市メール配信サービス』を確認ください。

☆登録申込

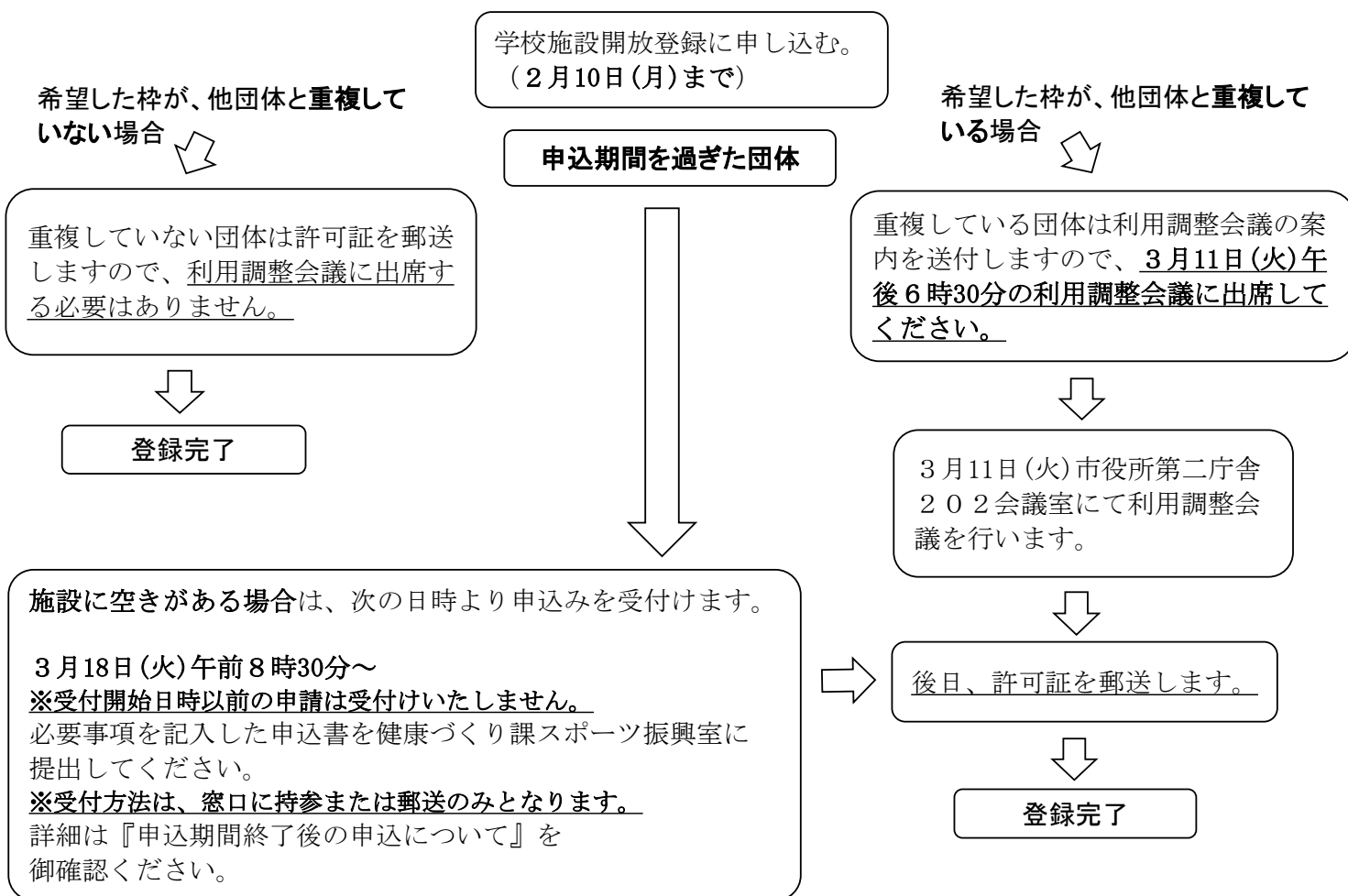
申 込 期 間	令和7年1月17日（金）午前8時30分～2月10日（月）午後5時（必着）
申 込 方 法 ・ 申 込 先	申込方法：電子申請の他、 別紙申込書を申込先に提出（窓口又は郵送） 申 込 先：健康づくり課、栄・下田各サービスセンター、 体育文化会館、栄・下田各体育館、市内公民館  学校施設開放QRコード
問 合 せ 先 及 び 郵 送 先	〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 三条市福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室 TEL：34-5447

☆学校施設開放利用申込書（別紙）の記入内容説明

- ①登録する団体名
- ②利用する種目
- ③利用を希望する曜日・時間・学校・場所・全面/半面を記入。
- ④別紙「利用の手引き」「利用上のルール」の内容を確認。
遵守に関する同意（同意のない申込書は受付できません。）
- ⑤代表者・責任者・管理員の選出
※責任者・管理員は必ず三条市在住の方。
※代表者・責任者・管理員のうち2役を兼務することは可能ですが、必ず2名以上選出すること。
代表者…団体の代表者
責任者…現場の利用責任者
管理員…現場で利用者の危険防止及び施設設備の管理にあたる者
利用許可証送付先および学校開放に関わる緊急連絡先の順番を数字で記入
- ⑥利用登録団体員の人数及び氏名・年齢・住所・勤務先等の記入
※登録団体員全員の記入をお願いします。名簿は別紙添付も可能です。
※市内に在住・在勤・在学する10人以上の団体であること。

登録完了までのフローについて

☆申込みから登録までのフロー



☆利用調整会議について

◆令和7年3月11日(火) 三条市役所 第二庁舎 202会議室

●午後6時30分～

- ・調整が必要な団体には利用調整会議出席の案内を通知しますので、必ず出席をお願いします。案内が届かなかった団体は、調整会議に出席する必要はありません。
- ・案内が届いた団体で、会議に出席しない、定刻時間に来ない場合は、辞退したものとみなさせていただきます。
- ・当日は、団体間の話し合いなどで調整し利用団体を決定してください。
- ・話し合いは15分程度を目安に、調整が難しい場合はじゃんけん等で利用団体を決定してください。

※重複団体対象(案内が通知された団体)の利用調整会議となります。

申込み忘れや追加で枠が必要になった、団体の方の出席はできません。

申込みを希望する団体は、『申込期間終了後の申込について』を確認してください。

※期間内に申込みをしたが、利用調整会議への案内がなく調整会議の一週間前までに、許可証が届いていない団体は、利用調整会議前までにスポーツ振興室へ連絡をください。

利用の手引き

☆申込みについての注意事項

- ①申込期間を過ぎた申込書は受付できません。
- ②次のいずれかに該当する場合は、利用の許可はできません。
 - ・営利活動、宗教活動、政治活動を目的として利用するおそれがあると認められる場合
 - ・学校の施設・設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められる場合
 - ・その他、学校の管理上支障があると認められる場合
- ③学校開放の登録は自動更新ではありません。
引き続き施設の利用を希望する団体は、【前期・後期】毎の申請が必要となります。
- ④申請した希望枠が他の団体と重複した場合は、利用調整会議への参加が必要となります。
※『利用調整会議について』参照
- ⑤『令和7年度前期学校施設開放登録手続きについて』を必ず確認し、『利用の手引き』、『利用上のルール』に記載されている内容を遵守することに同意の上お申込みください。

☆申込の際の注意事項

- ①ジュニアの団体（スポーツ少年団等）は、最大3回の申込みを受け付けます。
- ②一般団体（ジュニア団体以外）は、最大2回の申込みを受け付けます。
※①・②とも同一体育館での申込みも最大回数以内なら申込可。（ものづくり学校除く）
- ③ジュニアの団体等で男女別に活動している場合は、それぞれ1団体として申込みを受け付けます。
《例》 ○○スポーツ少年団男子／○○スポーツ少年団女子
- ④元は同じ団体で、Aチーム・Bチームなどに分けてやチーム名が別で構成員が一緒の団体は最大回数を超えての申込は受け付けません。
利用希望団体が多い場合には回数を調整させていただく場合がありますので、予め御了承ください。

☆利用の際の遵守事項

- ①利用許可証が団体（代表者等）の方に届いてから体育館の利用が可能となります。
- ②学校体育施設の設備に合った利用方法で使用してください。
- ③学校開放事業は自己責任のもとでの施設利用となります。
活動中の事故等は各自（利用団体）の責任となります。スポーツ保険などの加入をおすすめします。
- ④利用の際は、鍵管理施設で利用許可証を提示し鍵を借用し、体育館の施錠・解錠を行ってください。
使用後は速やかに鍵を返却してください。鍵管理施設の場所がわからない場合はお問合せください。
- ⑤利用時間内には準備、片付けを含めることとし、時間内に利用を終了してください。
- ⑥利用許可施設の他団体への『又貸し』や他団体からの『又借り』は違反行為となります。
※やむを得ない理由により利用施設を変更したい場合はスポーツ振興室へ連絡すること。
- ⑦活動にあたり学校に持込んだ備品は各自で管理してください。
また、学校に備品を置いて帰ることは一切認めておりません。
- ⑧学校の備品は学校の許可のもと、使用が可能となります。
使用に関しては学校の指示に従ってください。
- ⑨学校の備品等は動かさないでください。活動するにあたり動かした場合は、必ず元の場所に
戻してください。
- ⑩ゴミは必ず持ち帰り、学校のゴミ箱は使用しないでください。
- ⑪利用中止など連絡事項は三条市メール配信サービスにて周知します。
必ず『三条市メール配信サービス』の登録をお願いします。
- ⑫利用許可証の裏面及び三条市メール配信サービスで周知している利用中止日は学校施設の利用は、
できません。必ず活動前に利用許可証の裏面及び三条市メール配信サービスの確認をお願いします。
- ⑬学校開放は地域住民や学校から御理解と御協力をいただきながら行っている事業です。
マナーを守り近隣住民や、学校の迷惑にならないようにしてください。

注意① 体育館設備や学校の備品等を損傷または滅失した場合、実費弁償していただきます。また、速やかに学校、スポーツ振興室へ報告し学校開放日誌にも記入してください。

注意② 学校施設開放登録手続きについての「利用の手引き」「利用上のルール」及びマナーが守れない場合は利用の制限を行います。また、基準に関係なく学校からの指示がある場合は学校と協議を行い、長期の利用中止や登録の抹消等の対応をとる場合もあります。

違反の回数	対応
1回目	1ヶ月利用中止
2回目	3ヶ月利用中止
3回目以降	登録抹消

利用上のルール



自動車は、校内の決められた場所に駐車してください。
道路や近隣私有地には**絶対に駐車しない**でください。



学校敷地内（グラウンド、駐車場含む）は火気厳禁です。
また施設内は**すべて禁煙**です。
厳守願います。



活動中の水分補給を除き**飲食は禁止**です。



貴重品などは各自（団体）で管理してください。



体育館を利用する団体は、**必ず学校開放日誌**を記入してください。



利用頻度の少ない団体は**定期団体登録を取り消す**場合があります。十分に御注意ください。利用頻度は学校開放日誌にて判断いたします。



利用後の**清掃（トイレ含む）、消灯、戸締まり**を必ずしてください。
※責任者・管理員は施設利用後、必ず見回り確認をしてください。



合鍵の作製は**絶対にしない**でください。鍵の破損・紛失・返却忘れなどには十分注意してください。



学校長が許可する事業を優先するため、急遽使用を制限する場合があります。団体内で連絡網の作成をお願いします。



ステージ上でのボールの使用や活動は**一切行わない**でください。



野球やサッカー、フットサルなどの団体で体育館の利用は基礎トレーニングとして許可しています。ボールをバットで打つ、ボールを強く蹴る、壁にボールをあてる行為は**禁止**です。
※注1



管理員は、利用者の危険防止及び施設設備の管理に当たってください。



体調が悪い方（発熱、風邪症状、のどの痛み等）の利用は**控えて**ください。



こまめに換気をしてください。

学校施設開放についての留意点

☆申込期間終了後の申込みについて

施設に空きがある場合は、申込受付期間終了後も申込みを受付けます。
次の日時より受付けを開始しますので、施設利用を希望する団体は申込みください。

◆受付開始日時：令和7年3月18日（火） 午前8時30分

●申込先：健康づくり課スポーツ振興室

【申込みの注意点】

受付開始日時以前の申請は受付けいたしません。

申込みは先着順にて受付けいたします。

限度回数以上の申込みは受付けません。（ジュニア団体3回、一般団体2回まで）

必要事項を記入した申込書を申込先へ提出ください。

受付方法は、窓口を持参または郵送のみとなります。

許可証が団体へ到着後、体育館の利用が可能となります。計画的に申請してください。

※空き状況等については、スポーツ振興室へお問合せください。

☆学校開放の利用申込みについて

学校開放は定期利用（スポーツ開放使用可能時間）で体育館等の利用を希望する団体の申込みのみ受付けをさせていただきます。

単発利用を希望する場合は、直接利用をしたい施設（学校）へお問合せください。

※単発での利用、スポーツ開放使用可能時間以外の時間又はグラウンド（夜間照明施設除く）の利用を希望する申請は、スポーツ振興室での受付ではございません。

●単発利用：学校の施設を日付・時間を決めて1回利用すること。

《例》：○月●日△曜日▲時に■■体育館を利用したい場合。※1回（申請した日時）のみ利用する場合。

●定期利用：学校の施設を毎週●曜日で決めて定期的に利用すること。

《例》：○○体育館を毎週木曜日の19:00～21:00に利用したいなどの場合。

☆三条市メール配信サービスの登録について

学校開放の利用に関して重要な連絡がある場合に『三条市メール配信サービス』を配信します。

団体の事務連絡担当者の方は必ず『三条市メール配信サービス』の登録をして、団員に周知を行ってください。

【三条市メール配信サービスの登録時注意点】

携帯電話の迷惑メール対策について、事前に次の2点の設定をお願いします。

1)以下のドメインあるいはアドレスからのメール受信を許可する設定にしてください。

・ドメイン指定受信する場合：「@city.sanjo.niigata.jp」

・アドレス指定で受信する場合：「anzen@city.sanjo.niigata.jp」

2)URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

登録できる端末

携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコンなど、メールアドレスがあれば登録できます。

【三条市メール配信サービスの登録手順】

①右記のQRコードを読み込み、空メールを送信します。

※QRコードの読み込み機能がない場合は、mail.sanjo-city@raidan2.ktaiwork.jpへ空メールを送信

②空メール送信後、メールが返信されます。返信メールに記載されたURLにアクセス

③利用規約に同意。✓学校施設開放情報にチェックを入れる

④内容を確認の上、登録を押下。登録完了メールが届けば登録完了です。



『三条市メール配信サービス』QRコード

場所		施 設 の 概 要			利用できない種目・注意点等
一ノ木戸小学校		バレーボール	18m×9m	2面	ソフトテニス及びバドミントン等のラケットを用いた種目。 ※児童クラブと玄関兼用
		バレーボール	9人制男子	1面	
		バスケットボール	ミニバス	2面	
		バスケットボール	28m×15m	1面	
裏館小学校		バレーボール		1面	※児童クラブと玄関兼用
		バドミントン		4面	
		バスケットボール	28m×15m	1面	
上林小学校		バレーボール		1面	
		バドミントン		2面	
井栗小学校		バレーボール	18m×9m	2面	
		バドミントン		3面	
旭小学校		バレーボール		1面	※児童クラブと玄関兼用
		バドミントン		3面	
西鱈田小学校		バレーボール	18m×9m	1面	
		バドミントン		2面	
月岡小学校		バレーボール		1面	
		バドミントン		2面	
保内小学校		バレーボール	18m×9m	2面	
		バレーボール	9人制男子	1面	
		バドミントン		3面	
大島小学校		バレーボール	18m×9m	1面	※児童クラブと玄関兼用
		バドミントン		2面	
須頃小学校		バレーボール	18m×9m	1面	
		バドミントン		2面	
嵐南小学校・第一中学校 嵐南小体育館(ステージ側)		バレーボール	18m×9m	2面	
		ミニバス	24m×12m	2面	
		バドミントン	3面 (半面利用の場合は各1面)		
嵐南小学校・第一中学校 第一中体育館(器具庫側)		バレーボール	18m×9m	2面	
		バスケットボール	24m×14m	2面	
		バドミントン		6面	
		ソフトテニス		2面	
武道場		柔剣道場			
旧第一中学校 体育館		バレーボール		2面	バスケットボール(ミニバスは利用可能) ※防御ネット設置有。サッカー・フットサルを利用する際は館内に ある『設置方法』のとおり防除ネットを設置し利用可能。
		バドミントン		4面	
武道場		柔剣道場			※児童クラブと玄関兼用(武道場側のみ)
第二中学校		バレーボール	18m×9m	2面	
		バスケットボール		2面	
		バドミントン		6面	
武道場		柔剣道場			
第三中学校		バレーボール		2面	
		バスケットボール	28m×15m	1面	
		バスケットボール	25m×14m	2面	
		バドミントン		4面	
武道場		柔剣道場			
第四中学校		バレーボール	18m×9m	2面	
		バスケットボール	28m×15m	1面	
		バスケットボール	25m×14m	2面	
		バドミントン		4面	
本成寺中学校 第1体育館		バレーボール	18m×9m	2面	
		バレーボール	9人制男子	1面	
		バスケットボール		1面	
		バドミントン		2面	
本成寺中学校 第2体育館		バレーボール		2面	
		バスケットボール		1面	
		バドミントン		2面	
大崎学園	体 育 館 1 (新 体 育 館)	バレーボール		2面	
		バスケットボール	28m×15m	1面	
		ミニバス	24m×14m	2面	
		バドミントン		6面	
	体 育 館 2 (旧 大 崎 小 学 校 体 育 館)	バレーボール		2面	
		バドミントン		3面	
	武 道 場	柔剣道場			
大島中学校		バレーボール		2面	
		バスケットボール	28m×15m	1面	
		バスケットボール	25m×14m	2面	
		バドミントン		3面	

※全学校：体育館内での野球・サッカー・フットサル競技は利用できません。野球、サッカー団体などは基礎トレーニング場としての利用は可能

場 所	施 設 の 概 要	利用できない種目・注意点等
栄 中 央 小 学 校	バレーボール 2面	
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バドミントン 2面	
栄 北 小 学 校	バレーボール 2面	
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バスケットボール 一般 1面	
	バドミントン 2面	
大 面 小 学 校	バレーボール 2面	
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バドミントン 3面	
栄 中 学 校	バレーボール 2面	
	バスケットボール 2面	
	バドミントン 6面	
	卓球専用アリーナ 1面	
長 沢 小 学 校	バレーボール 2面	※児童クラブと玄関兼用
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バドミントン 3面	
笹 岡 小 学 校	バレーボール 2面	
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バドミントン 3面	
大 浦 小 学 校	バレーボール 2面	
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バドミントン 3面	
森 町 小 学 校	バレーボール 2面	
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バドミントン 3面	
飯 田 小 学 校	バレーボール 2面	※児童クラブと玄関兼用
	バスケットボール 1面	
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バドミントン 2面	
下 田 中 学 校	バレーボール 2面	
	バスケットボール 2面	
	バドミントン 6面	

学校施設開放を準用するその他施設

場 所	施 設 の 概 要	利用できない種目・注意点等
三条ものづくり学校多目的ホール	バドミントン 3面	下記、三条ものづくり学校申込み時の注意事項を確認すること。
旧 荒 沢 小 学 校 体 育 館	バレーボール 2面	
	バスケットボール 1面	
	バスケットボール (ミニバス) 2面	
	バドミントン 2面	

【全施設共通事項】 ※一部対象外施設あり

- 施設の数には限りがありますので、原則体育館の利用は半面利用で、申込みください。
- 施設の概要はコートラインの引いてある主なものについて記載してあります。
- 支柱やネット等の備品の有無や数量また施設の広さなどにより利用できない種目がある場合がございます。
- 野球・サッカー・フットサル競技は体育館の利用に関して利用制限があります。(P4の※注1 参照)
基礎トレーニング場としての利用は可能

【体育館の入館・退館について】 (「※児童クラブと玄関兼用」と標記のある学校が対象)

児童クラブ活動中は防犯対策として玄関をオートロック化し、常時施錠を行う運用になっております。

- 入館時
 - ・『オートロック作動中』と表示されている場合は、インターホンを押してください。児童クラブ職員が解錠します。
※オートロック作動中は鍵での解錠はできません。
 - ・『オートロック作動中』と表示されていない場合は、今まで通り借用した鍵にて解錠してください。
- 退館時
 - ・オートロックが作動中は玄関の解錠ボタンを押して退館してください。※施錠は自動でされます。
 - ・オートロック解除中は、今までどおり鍵管理人から借用した鍵を利用して施錠してください。

※オートロック表示に関わらず、必ず鍵管理人から鍵を借用してください。

【三条ものづくり学校申込み時の注意事項】

館内利用の際は廊下を走るなど、周りの方の迷惑になる行為はご遠慮ください。

1. 利用時間枠

1団体1枠の時間帯のみ予約可能 ※詳細は、学校施設開放のスポーツ開放使用可能時間を参照ください。

2. 三条ものづくり学校多目的ホールについて

三条ものづくり学校多目的ホールはレンタルスペースとして一般の方に有料で、貸し出しを行っているスペースになります。
一般利用者の予約・三条市事業・ものづくり学校事業での使用が優先されます。
練習以外の目的(大会、練習試合等)で利用する場合は事前にものづくり学校へ連絡し、日程などの調整をお願いします。

3. その他

毎月の練習スケジュールを三条ものづくり学校事務局にお知らせください。
(手書きのメモ・団員向けに配布している「練習予定表」のコピーなどでも可。)